

新潟県条例第40号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例（昭和48年新潟県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
試験、検査等の種類		手数料の算定の単位		試験、検査等の種類		手数料の算定の単位	
1	(略)			1	(略)		
分 析	(3)	(略)		分 析	(3)	(略)	
	機 器 分 析	イ 試料調整 (ア)～(オ) (略)	(略)		機 器 分 析	イ 試料調整 (ア)～(オ) (略)	(略)
		<u>カ</u> イオンク ロマトグラ フイーによ る定量分析	//			<u>カ</u> ガスクロ マトグラフ 質量分析	(略)
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。